

議案第66号

令和4年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

(債務負担行為)

第1条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務	令和4年度から 令和5年度まで	2,782千円

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

令和4年度

つくばみらい市水道事業会計補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	水道事業収益
水質検査業務	2,782			令和4年度から 令和5年度まで	2,782	2,782